被災地の医療を支える

船舶活用医療

令和8年1月
運用開始



船舶活用医療は、大規模災害が発生し、医療機能がひっ迫する被災地の
陸上医療を補完するため、船舶を活用した医療を提供します。

防災庁
National Disaster
Management Agency

船舶活用医療とは

MEDICAL SHIP OPERATIONS

船舶活用医療の経緯 BACKGROUND

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の必要性は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、関係省庁が連携しながら検討を進めてきました。令和3年6月、議員立法により「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」が成立し、令和6年6月に施行されました。

令和7年3月 「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画」を閣議決定。

▶この計画を踏まえ、船舶活用医療の実施の手順やルール等を定めた「災害時における民間船舶を活用した船舶医療活動要領（初版）」を策定。

令和8年1月 船舶活用医療の運用を開始。

船舶活用医療の目的

大規模災害が発生した場合、被災地では、医療機関の被災や医療資源の不足などにより対応困難な傷病者が多数発生し、医療機能がひっ迫することが予想されます。このような場合に、宿泊設備・食料保管設備・ライフライン供給設備など多様な設備を持って活動し、多くの人・物の搬送が可能である船舶の特性を活かし、陸上の医療機能を補完する船舶を活用した医療を提供します。



船舶活用医療の提供体制の整備 DEVELOPMENT

船舶の確保

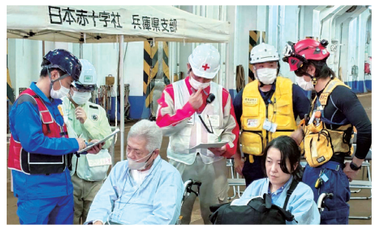
複数の民間船舶事業者と協定を締結し、当面の間、民間の既存船舶を活用します。民間船舶の使用ができない場合などには、防衛省PFI船を活用します。

運用体制の構築

清掃事業者や消毒事業者との協定を締結し、災害時における船舶活用医療の活動実施中又は活動終了後には、原状回復等のため、必要に応じて専門的な清掃・消毒を実施します。

医療従事者の確保

日本赤十字社の医師・看護師などによる救護班やDMAT（災害派遣医療チーム）、JMAT（日本医師会災害医療チーム）などを被災都道府県のみならず全国から派遣し、被災地の傷病者に対し、船舶において必要な医療を提供します。



資器材の調達と分散備蓄

内閣府が保有するエアテント、エアベッドなどの資器材を全国に分散備蓄し、発災時に船舶において活用します。

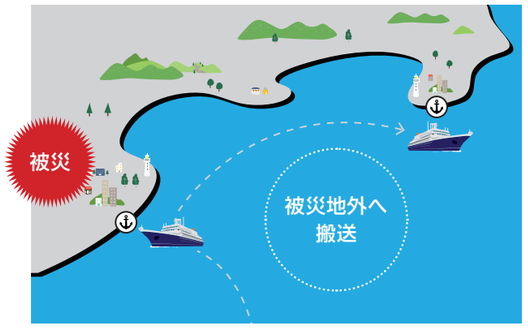


医療提供船舶の用途（役割） ROLE

これらの用途は、被災都道府県との調整の上で決定されます。

脱出船として

十分な医療提供が困難な状態になった被災地の傷病者を、広い空間を有し、多くの傷病者の搬送が可能であるという利点を活かし、船内で必要な医療を提供しながら、被災地外の医療機関に搬送します。



被災地の港へ出航
▼
医療機関から港へ傷病者を搬送
▼
傷病者の乗船
▼
受入港へ出航
▼
航行中の船内で医療提供
▼
受入港に到着
▼
被災地外の医療機関へ搬送

救護船として

自己完結的に海上で活動できるという利点を活かし、被災地付近の港に接岸して、一定期間、被災地の傷病者への救護活動を行います。



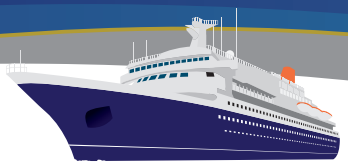
被災地付近の港に接岸
▼
傷病者の乗船
▼
船内で医療提供
▼
傷病者の下船

令和８年熊本地震においては、令和３年に成立した「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」に基づき、船舶を活用した医療提供が初めて実施されました。

八代市を始めとする熊本県内の多くの医療機関が被害を受けている状況を踏まえて、８月1日、熊本県知事から内閣府特命担当大臣（防災）に対して船舶活用医療の実施について要請がなされました。内閣府として、防衛省が被災者支援として入浴支援等を行う同省 PFI 船舶「はくおうII」の一部にて、救護船として、8月5日から9月9日まで医療提供を実施しました。

船舶活用医療を利用されるみなさんへ

FAQ



Q1　どんな災害で医療船が出動するの？

A　主に千島海溝地震・日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震などの大規模災害への対応や、能登半島地震のような局地的災害の発生時に、船舶活用医療を実施するニーズが生じた際への対応を想定しています。被災地の都道府県が船舶活用医療を必要と判断し、国に要請がある場合に出動します。
令和８年熊本地震においては、八代市を始めとする熊本県内の医療機関の被災状況を踏まえて、８月１日、熊本県知事から内閣府特命担当大臣（防災）に対して船舶活用医療の実施について要請がなされました。内閣府において、防衛省及び医療関係団体と連携し、防衛省において被災者支援として入浴支援等を行う同省 PFI 船舶「はくおうⅡ」の一部にて、８月５日から医療提供を実施しました。

Q2　船の中での医療提供はどんな環境なの？

A　船内では、メディカルチェックや診察を行い、症状が重い場合は客室に移動してもらいます。カーフェリー内の客室を活かし病室として活用するほか、車両甲板にテントを設置して受付やエアベッドなどを備えた診察室にします。

Q3　どんな人が船を使うの？付き添いは船に同伴できるの？

A　脱出船には、主に容態の安定した入院患者を受け入れます。救護船には、陸上の救護所と同様に避難者や怪我、病気の診察・処置を必要とする傷病者を受け入れます。必要に応じて、患者の家族や搬送元医療機関の医療従事者の同伴を想定しています。

Q4　船舶活用医療はどのくらいの期間、提供されるの？

A　医療提供船舶は、事前に被災した都道府県と調整の上、活動期間を判断します。
令和８年熊本地震においては、９月７日に熊本県知事から内閣府特命担当大臣（防災）に対して活動終了の要請があり、９月９日まで医療提供を実施しました。
途中、台風13号接近に伴う支援の中止や休船日があり、累計での活動日数は25日でした。

Q5　どのような傷病者が対象になるの？

A　脱出船では、被災都道府県において県内医療機関の搬送のニーズがある傷病者をリストアップします。救護船では、船の設備には限りがあるため、重症者や緊急性の高い怪我や病気の対応は困難となりますので、その際は適切な陸上の医療機関を紹介する、または、その医療機関への搬送を調整します。





医療提供船舶内の様子がわかる訓練動画

災害発生時に船舶活用医療を迅速、円滑に実施できるよう、実際の船舶を用いた実動訓練を実施しています。訓練の様子がわかる動画を公開していますので、ご覧ください。

訓練の様子はこちらから

お問合せ先
防災庁船舶活用医療推進室
〒100-0014
東京都千代田区永田町1-6-1　中央合同庁舎第8号館
☎03-5797-7611（代表）

発行
防災庁船舶活用医療推進室
令和8年11月